

新城市総合計画審議会市民部会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 新城市総合計画審議会条例(平成17年新城市条例第18号)第7条第1項に規定する、特別の事項を調査審議させるための部会(以下「市民部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 新城市総合計画(以下「総合計画」という。)を推進するため、市民部会を設置する。

(所掌事務)

第3条 市民部会は、次に掲げる事項について調査、研究を行い、必要に応じて、審議会会長(以下「会長」という。)に対して意見を述べることができる。

(1) 総合計画に掲げた施策及び事務事業について、市民の生活感覚を重視した市民満足度向上のための分析に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、総合計画に関し会長が必要と認める事項

(組織)

第4条 市民部会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、審議会委員の中から会長が選任する。

3 市民部会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、市民部会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、市民部会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 市民部会の庶務は、企画部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民部会の運営に関し必要な事項は、委員長が市民部会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。